

○23番(松谷 清君) それでは、通告に従いまして2点質問させていただきます。

世界水準の自転車都市を目指してについて、最初に伺います。

自転車については、1日目に長島 強議員が質問されておりまして、重なる点もありますけれども、御容赦願います。

市長、副市長が5月に自転車をテーマにコペンハーゲンを訪問しました。先立つ1月、自転車を軸にしたまちづくりを進めている全国各地の市民や自治体、企業、国の関係者が一堂に会した自転車利用環境向上会議 in 静岡を開催し、前段の自転車フォーラムでは、自転車のある暮らしをエンジョイする、チャリライズ宣言をされていました。

そこで、世界水準の自転車都市に向け、自転車利用環境向上会議と世界の最先端都市コペンハーゲンの視察の成果と活用について、どのように考えているか伺います。

次に、2番目のがん対策としての受動喫煙防止対策について、お伺いいたします。

田辺市長は自転車都市も含め、世界水準をまちづくりのキーワードにしておりまして、世界水準の健康長寿のまちも掲げております。

厚生労働省は2020年オリンピックで世界保健機構と国際オリンピック委員会のたばこのないオリンピックの提唱を踏まえ、受動喫煙防止健康増進法の改正を掲げました。7月2日、投票日となる都議会議員選挙では、オリンピックの開催地でもありますので、各政党が受動喫煙防止条例の制定を掲げ、禁煙の範囲のところでは若干争点があるわけであります。

静岡市はオリンピックの合宿誘致事業も行っております。また、今年度は、2013年から2022年までの第2次健康爛漫計画の中間見直しの年にも当たります。

そこで、世界水準の健康長寿のまちをキーワードにしている静岡市としては、こうした状況を受けて、受動喫煙防止対策の強化について、どのように考えているのか伺います。

○副市長(美濃部雄人君) 自転車利用環境向上会議とコペンハーゲン視察の成果と活用についてですが、自転車利用環境向上会議 in 静岡は、本年1月27、28日に自転車施策の推進を図ることを目的として開催され、北は北海道旭川市から、南は沖縄県名護市まで、行政機関、市民団体、民間企業など全国から前年度を上回る352名の方々に参加していただきました。

会議では連携をテーマに、基調講演、シンポジウム、先進事例の発表などが行われ、活発に意見が交わされました。また、本市の自転車走行レーンや走行の位置方向を示す矢羽根の整備状況の視察、昨年12月に公道走行が解禁となったタンデム自転車の走行体験をしていただきました。

会議開催により、行政機関や市民団体などと連携して取り組むことの重要性を再認識するとともに、庁内連携の強化や職員の意識向上を図ることができ、さらには、全国に向け自転車都市静岡をアピールすることができました。

コペンハーゲン視察については、主に世界の自転車先進都市における交通安全教育や道路の整備状況、使い方を学ぶため、本年5月23日から27日にかけて、私と職員3名が訪問し、また、市長も25日から視察に加わりました。

現地では、自転車教育を行っている団体との意見交換やレンタサイクルの試乗、サイクルレインの乗車のほか、自転車走行ルールの遵守や自転車専用道などの状況について視察いたしました。

コペンハーゲンでは、自転車に乗れない幼児期からキックバイクを使用した自転車教育を実施し、自転車に乗る楽しさを教えることで、無理なく技術の向上やルールの習得が図られており、視察を通じて、幼児期からの自転車教育の大切さを学ぶことができました。

今後は、デンマークにおける幼児期からの自転車教育について、本市での導入に向け研究していくとともに、向上会議で深めた市民団体などとの連携をさらに拡大するなど、自転車都市静岡の実現に向けた取り組みを進めてまいります。

その一端として、本年11月には、自転車の楽しさや安心・安全をテーマにサイクルフェスを開催し、市民の皆様に自転車都市としての意識をさらに高めていただく機会を提供してまいります。

○保健福祉長寿局長(平松以津子君) 受動喫煙防止対策の強化についてですが、健康長寿のまちを推進する本市としましては、健康寿命の延伸のために、たばこによる健康被害防止対策の重要性を強く認識しております。平成 24 年度に策定した第2次静岡市健康爛漫計画では、主要施策にたばこ対策を位置づけ、喫煙を減らし、受動喫煙を防止するための環境整備の強化を図りました。

具体的には、路上喫煙禁止地区の設定や小中学生を対象とした喫煙防止教室など、従来からの先進的な取り組みを継続するとともに、飲食店への受動喫煙防止指導や母子手帳交付時等の個別禁煙指導を強化いたしました。

さらに、平成 29 年度からは、新たに小児科受診時に付き添いの親に対する個別禁煙指導もスタートさせました。2020 年の東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、受動喫煙防止対策の強化の機運が高まる中、本市においてもより実効性の高い対策を検討し、さらなる推進を図ってまいります。

〔23 番松谷 清君登壇〕

○23 番(松谷 清君) 副市長からコペンハーゲンでの幼児期からの自転車教育と全国会議で市民団体との交流を強めながらという答弁をいただいたわけであります。

副市長は大活躍で、全国会議ではチャリライズ宣言の起草者でもあったわけですがけれども、5月に施行された自転車活用推進法第2条では、自転車は健康増進、環境負荷の低減、災害時の交通機能維持などの観点から、大変有効な交通手段、乗り物として期待され、お手元の資料、第8条では、重点的に検討され及び実施されるべき施策として、14 項目挙げられております。

長島議員への答弁で、この法律と 2015 年に制定した自転車利用計画の整合に努めるとの答弁があったわけでありますがけれども、例えば、第8条第2項に路外駐車場の整備及び時間制限駐車区間の指定の見直しの規定があります。時間制限駐車区間というのは、呉服町とか七間町にあるチケットパーキングですがけれども、公道で 40 分 200 円でとめられるパーキングチケットが見直される。車社会からの転換という意味では、非常に大きな施策であるわけであります。

そこで、パーキングチケットの現状はどうなっているのか。また、これらの法の施策を利用計画にどのように反映させていくのか、伺っておきたいと思います。

2つ目に、安全な走行空間について、伺います。

この第8条第1項に、自転車用道路走行空間の規定があります。2015 年3月に策定した静岡市の自転車走行空間ネットワーク整備計画では、第3次総合計画が終了する 2022 年以降に整備される 95 キロを含め、354 キロメートルが計画されております。2016 年度末までの過去5年間の路線整備距離数及び自転車関連事故の件数の推移、その評価をどのように考えているのか、伺います。

一方で、世界水準の自転車都市を目指しながら、2016 年末で 354 キロ中 147 キロベースでは、10 年たっても完成しないんですね。愛媛県では 2013 年から5年間で総延長 1,270 キロの自転車道を整備することが全国会議で公表されましたけれども、本市の整備手法との違いは何なのか、伺います。

3つ目に、シェアサイクルについて、伺います。

シェアサイクルについては、これも法の第8条第3項で見ていただければわかるんですが、自転車を賃貸する事業の利用者の利便の増進に資する施設の整備が規定されております。パリ、ニューヨーク、ロンドン、コペンハーゲン、世界水準を目指す静岡市ですよ。政令市は横浜市、神戸市、東京 23 区内など、このシェアサイクルは実現しているわけであります。

静岡市では社会実験が繰り返されておりますが、一向に具体化はしておりません。現在の検討状況はどのようなのか伺います。

また、観光面においては、ホテルなど借りた場所に返す、レンタルサイクルは市内で 29 カ所あるわけですが。この観光レンタルサイクルの現状と課題はどのようなのか、伺います。

次に、頻りに清水港に寄港するクルーズ船の観光客に自転車を活用することも1つの選択肢であるわけでありますがけれども、そのレンタルサイクルだけじゃなくて、どこでも置けるシェアサイクルの活用についてはどのように考えているのか、伺っておきたいと思います。

次に、たばこの問題について、伺います。

局長から、より実効性が高い、さらなる受動喫煙防止策を強化すると御答弁いただいたわけでありませうけれども、県内においては、お手元の資料、浜松医師会がたばこのないオリンピックと健康寿命延伸と受動喫煙の問題を結びつけた活動を行い、昨年1月にパンフレットを発行しております。

そこには、浜松市内 38 カ所の禁煙外来、要するにたばこをやめたい人のための禁煙外来の受診者数とその服用する薬、それから推定禁煙達成者数が公表されております。静岡市には 101 カ所禁煙外来の診療所があるわけでありませうけれども、こうしたデータを把握されているのか。また、保健所での禁煙相談の相談者数、禁煙達成者数、これは保健所の加治所長が一生懸命やられているんですけれども、禁煙達成者数は把握されているのか、伺っておきたいと思ひます。

次に、健康爛漫計画の見直しでありますけれども、ことが5年目ということで見直しがされ、具体的目標が示されてきました。中でも、見直しのためのアンケートを今回やっているわけでありませうが、たばこについて、どのような質問をして、どういふ回答があったのか、お伺ひしたいと思ひます。

そして、アンケート結果を踏まえて、このたばこの問題です、新たな指標を決めていくわけでありませうけれども、今、施設の禁煙、分煙と両方やっているわけでありませうけれども、施設の全面禁煙を前提にした新たな指標をつくっていくのかどうか、その考え方を伺っておきたいと思ひます。

次に、受動喫煙防止対策の実情でありませうけれども、静岡市の公共施設における禁煙・分煙実施の状況は、どういふ状況なのか、伺っておきたいと思ひます。

そして、2番目に先進的と言われる静岡市の路上喫煙による被害等の防止に関する条例がありますけれども、この路上喫煙禁止区域はどのようにして決めるのか。また、そのための実態調査を行っているのかを伺って、2回目の質問を終わります。

○都市局長(大滝茂雄君) 私からは、世界水準の自転車都市に関する3つの御質問にお答えいたします。

初めに、時間制限駐車区間の現状についてですが、時間制限駐車区間は、いわゆるパーキングチケットと呼ばれる道路上の有料駐車スペースで、道路交通法の規定により公安委員会が設置・管理するものでございます。

本市では、昭和 62 年より中心市街地で区間の指定が始まり、現在、葵区の呉服町通りや七間町通りなどに 109 台分が設置されております。

次に、自転車活用推進法の施策をどのように反映させるのかについてでございます。

議員から御案内ありましたとおり、法律で示されている重点的に検討及び実施されるべき 14 の施策の中には、平成 27 年3月に策定し取り組みを進めている静岡市自転車利用計画に位置づけていない自転車競技施設の整備や自転車を活用した国際交流の促進などの施策もあります。

このため、今後、国が策定する自転車活用推進計画で示される具体的な内容や財政上の措置などを踏まえ、本市の実情に応じた施策として、静岡市自転車利用計画の見直しに反映していきたいと考えております。

次に、シェアサイクルの現在の検討状況についてでございます。

シェアサイクルは、まちなかに複数の自転車貸し出し拠点を設置し、自転車を共同利用する仕組みであり、移動のしやすさの向上、公共交通機関の補完、自動車交通の抑制などの効果が期待されることから、静岡市自転車利用計画では導入の検討を位置づけております。

現在の検討状況でございますが、国内外の先行事例の調査や運営事業者へのヒアリング、本市で実施している観光レンタサイクルの利用状況などを踏まえ、シェアサイクルの導入の可能性について庁内関係課と連携して検討を行っております。

○建設局長(伊東正高君) 私からは、安全な走行空間の2点の御質問にお答えいたします。

自転車走行空間の過去5年間の整備路線の距離数及び自転車関連事故の件数の推移とその評価についてですが、平成 24 年度から 28 年度までに約 68 キロメートルを整備し、先ほどもお答えいただいたんですが、全体で約 147 キロメートルの整備が完了しております。

事故件数は 1,553 件から 1,211 件、約 340 件、22%の減少となっており、整備の進捗とともに自転車

関連事故件数が減少していることから、一定の効果があつたと考えております。

次に、愛媛県における整備と本市の整備手法の違いについてですが、愛媛県では、愛媛マルゴト自転車道計画により平成 25 年度から5年という短期間に、総延長 1,270 キロメートルの整備を計画しているとなっております。

この整備は、サイクリングを楽しむ人たちのために海岸線や山間部などのサイクリングコースに目印となる青いラインなどを引き、誘導する目的の整備であります。

これに対し、本市の整備は、通勤・通学など日常生活での自転車利用者の安全な通行を確保するため、自動車、歩行者の比較的多い市街地の道路において通行区分の見直しや構造物を一部改良し、自転車が安全に走行できる空間を創出することを目的としていて、基本的な整備方式に大きな違いがあり、単純に整備延長だけでは比較できないと考えております。

○観光交流文化局長(中島一彦君) 観光レンタサイクルの現状と課題、観光分野でのシェアサイクルの活用についてですが、観光レンタサイクルは、市内観光の起点となるホテル、旅館などを中心に、29 の施設に 100 台設置しており、利用者はここ数年間は年間約 5,000 件で推移しております。

広い地域の各所に観光スポットが点在する本市にとって、観光レンタサイクルは観光客の滞在中の交通手段として有効であると考えています。

一方で、現在のシステムでは、貸し出し場所に返却することになっているため、観光客にとって必ずしも利便性が高いとは言えないことも事実です。今後の観光でのレンタサイクルの利用については、走行距離に応じた車種の配備や台数の増設など、より効果的なシステムを構築することが必要であると感じているところです。

シェアサイクル導入の可能性検討に当たっては、観光面での活用についても研究をまいります。

○保健福祉長寿局長(平松以津子君) 私からは、受動喫煙防止対策に関する4点の御質問にお答えします。

まず、市内の禁煙外来の受診者数等についてですが、市内の禁煙外来の診療所の数は、議員御承知のとおり、本年6月1日現在で 101 カ所ですが、受診者数と禁煙達成者数については、本市として把握しておりません。

また、保健所の医師による禁煙相談についてですが、本事業は平成 20 年度から実施しており、これまでの相談者数は、実数で 89 人、延べ数で 104 人となっております。この事業における禁煙達成者数については、匿名による相談となっており、相談後の追跡調査は実施していないため、その数は把握しておりません。

次に、健康爛漫計画の見直しのためのアンケートについてですが、平成 29 年度の静岡市健康爛漫計画中間見直しのため、28 年度に市民アンケートを実施いたしました。

このアンケートでは、市民の健康意識や実態を把握するため、市内在住の 7,300 人に対し、栄養・食生活、身体活動・運動、心の健康、たばこなど 10 の項目について調査を行い、約 2,800 人から回答を得ました。たばこに関しては、喫煙の有無、受動喫煙の状況、禁煙希望の有無、喫煙者の子供への配慮など、21 の質問をしております。

アンケート結果の主なものとしては、受動喫煙の状況について、高校生から中年期までの年代で男女とも半数以上が直近1カ月の間に受動喫煙があつたと回答しています。妊娠中に周囲にたばこを吸う人がいたとの回答も約4割ありました。また、喫煙者のうち、たばこをやめたいと思う人は、男性で6割以上、女性では7割以上おりました。

次に、アンケートの結果を踏まえた新たな指標についてですが、今回のアンケート結果からも禁煙や受動喫煙に対する市民の関心が高いことが認められます。静岡市健康爛漫計画では、現在たばこ対策の指標として、妊娠中の喫煙をなくす、子供の自宅における受動喫煙の機会の減少、公共施設での禁煙・分煙実施率の増加など5項目を設定しておりますが、計画の中間見直しの中で指標についても見直してまいります。

今後、さまざまな機会を捉えて、市民意見や地域の状況を把握し、また、国の法改正に向けた議論の行

方にも留意し、時代に合った適切な指標設定について施設での禁煙も含め、検討していきたいと考えております。

最後に、本市の公共施設における禁煙等の状況についてですが、平成 28 年9月に行った庁舎等の禁煙・分煙実施状況の調査によれば、公園、スポーツ広場などを除く 355 施設で禁煙・分煙対策が実施されています。禁煙・分煙実施率は 98.1%で、静岡市健康爛漫計画の中間目標値 95.0%を上回る状況となっております。

○市民局長(豊後知里君) 受動喫煙防止対策のうち、静岡市路上喫煙による被害等の防止に関する条例、いわゆる路上喫煙被害等防止条例による禁止地区の指定の方法と、そのための実態調査等の実施についての御質問にお答えします。

条例では、路上喫煙による被害等が特に発生するおそれがあると認める区域を路上喫煙を禁止する地区として指定することができますと定めています。この規定では、人の往来が多く、多くの市民等が集まり、路上喫煙をする者が多い場所で路上喫煙による第三者への身体、財産、健康への被害のおそれがあると認める区域を禁止地区に指定することになっています。

指定に当たっては、事前に当該地区の日中の人の通行量や路上喫煙、たばこのポイ捨ての状況について実態調査を行います。さらに、その地区の住民や事業者などから意見や要望等の聞き取りを実施した上で、市民の皆さんによるパブリックコメントを経て、禁止地区を決定しております。

現在、静岡地区では、呉服町通り、静岡駅北口広場など6カ所を、また清水地区では、清水駅西口広場及び東口広場の2カ所を禁止地区に指定しております。

〔23 番松谷 清君登壇〕

○23 番(松谷 清君) それでは、3回目の質問をさせていただきます。

パーキングチケットは、呉服町、七間町を含め市内に 109 台ありますが、これが廃止になるわけですね。非常に画期的なことなのです。今後、そうした利用形態になかった問題が国の計画や財政措置を含めて反映させるという御答弁なんですけれども、その法の第2条で「災害時において機動的であること等の特性を有し」とあり、災害時の自転車活用が初めてここに明記されたんですね。お手元の第8条第 12 項にも規定されているわけでありますけれども、東日本大震災時に大量の自転車が災害対策用に全国から送られました。しかし、道路事情もありますのでパンクが多くて、自転車修理拠点や修理キットの確保などが課題として残ったわけであります。津波避難の際も、避難タワーだけではなくシェアサイクルというものが装置されれば、この自転車の避難というのも可能になるわけであります。

最終的には、地域防災計画への位置づけも必要かとは思いますが、災害時における自転車の活用についてどのように考えるのか、伺っておきたいと思えます。

次に、自転車利用計画の見直しは、私は、昨年質問しておりますが、静岡市の自転車条例を制定しなければいけないわけでありますけれども、スケジュールにどう影響していくのか伺っておきたいと思えます。

次に、安全な走行空間の問題でありますけれども、一応5年間で 68 キロ、340 件、22%の事故が減少したということであります。当然これはルール、安全教育も前提になるわけでありますけれども、愛媛県における、サイクリングを楽しむための整備と日常生活の安全な通行は違うんだよという御答弁があったんですけれども、確かに道路構造に非常に影響されるわけですが、だからと言って、今のこのようなゆっくりとした進展は市長が掲げる世界水準のまちにしたいという現状と比較すると、何かちょっと残念な気持ちであります。

確かに、自転車レーンといってもいろんな種類があって、専用レーンや 1.5メートルが確保されるブルーレーン、それから矢羽根表示の5種類もありまして、なかなか難しいことは理解できます。現実にはこの走行空間ネットワーク計画では、19カ所の改善困難場所が公表されているわけです。実際、じゃ、その 19カ所は一体どういう形で解決されているのかというと、もう3年たつんですね。スピード感が全く伝わってこないんですね。自転車に乗ってみれば、その困難場所というのは非常に怖いわけです、はっきり言って。そういう問題点のある場所は整備を進めていく上で課題は何なのかですね。その解決手法はどのように考えているのか、伺っておきたいと思えます。

例えば、2カ所挙げておきたいんですけれども、私は丸子方面から来るんです。きょうの朝、安倍川橋と弥

勒の交差点を見に行ってきたんですよ。丸子から来れば、右側に自転車専用レーンがありますから、あそこでおいた高校生はどうやって弥勒の交差点に向かうかと、全員が当然歩道を右側で通行していくわけですね。それで、あそこ変則5差路になっていますから、何にもないところをとにかく本通りの歩道に斜めで入るわけなんです。誰が見てもこれ危ないと思うわけですが、でも、これ全く変わっていないですね。ずっと変わっていないですね。例えば、これは一体どうやって解決していくのかと。

それから、江川町の交差点がありますけれども、あそこ水落交番から江川町交差点に来るんですね。瀬名のほうから来て、水落交番のところまでは自転車と歩行者が一緒なんです。水落交番から江川町交差点までは歩道になっているんですよ。自転車で来た高校生とかは、誰もあの道路を走れませんよ、怖くて。みんな歩道を走ってくるわけですが、現実には、これもどうするのかと、もちろん都市計画であそこの北街道の水落から江川町までは工事の問題など、なかなか困難な課題があるんですけど、しかし、自転車は走っているわけなんです。そういう意味で、これどうやって解決していくのか、伺っておきたいと思えます。

それから、シェアサイクルについて。

観光用にもシェアサイクルを考えたいよという御答弁が観光交流文化局長からあったんですけど、法の第8条第7項、ここにも情報通信技術等の活用についてが指摘されておりまして、既にソフトバンク、NTTなど民間事業者が協議、実際、分野に進出しているんです。私もNTTのそれに載っていました。大変もう便利なんです。

事業者と協議されているということで、さまざまなシェアサイクルサポートの確保とか初期費用とかいろいろあると思うんですけど、具体的に、どういう課題で何を解決すれば、静岡市は世界水準のまちになれるのか、お聞きしたいと思います。

次に、たばこの問題ですけれども、東京都議会議員選挙が終われば、オリンピックのモードになってきますので、受動喫煙防止条例は具体化してくるんですね。浜松市も医師会と連携して積極的です。これも動くんですよ。静岡市はどうするのかと。静岡市医師会はもう既に受動喫煙防止対策を求める署名を集めていますよ。医師会と連動して喫煙者の減少、受動喫煙防止活動、それから受動喫煙防止条例制定についてどう考えているか、伺っておきたいと思えます。

それから、答弁で、アンケート結果で6割から7割がやめたいと言っているわけなんです。なおかつ政府で今自民党が対立している。

○議長(井上恒弥君) あと1分です。

○23番(松谷 清君)(続) その意味で、条例制定していく上では、対立している1つの争点である飲食店、静岡市は今7,000前後と言われているんですけど、その分煙・禁煙の実施状況、実態調査が必要になると思えますけれども、これはどうされるつもりなのか、伺っておきたいと思えます。

次に、この現状、先ほど市民局長から答弁がありましたけれども、公共施設の分煙355ですか、98%と言っているんだけれども、この静岡庁舎新館、議会棟の本館、清水庁舎、上下水道局、これら建物内外に何カ所喫煙所があって、廃止する場合、何が課題なのか、伺っておきたいと思えます。

それから、駿府城公園など喫煙については非常に住民からの苦情をたくさん聞いております。駿府城公園等への禁止区域の拡大について、また今後どのような対策を行っていくのか伺って、質問を終わりたいと思えます。

○危機管理統括監(荻野敏彦君) 自転車利用環境に関する御質問のうち、災害時における自転車の活用についてどのように考えているのかについてでございますが、大地震などの被災地においては道路が寸断され、公共交通機関が乱れる中、ガソリンなどの燃料を必要とせず、長い距離を移動できる自転車は、情報の収集、伝達や水や食料などの物資運搬の手段として活用できると認識しております。

現在、本市では、地震発生時の職員の参集や地区支部における情報収集などに自転車を活用しておりますが、今後も災害時における自転車の利活用について検討してまいります。

○都市局長(大滝茂雄君) 私からは、世界水準の自転車都市に関する2つの御質問にお答えします。

初めに、自転車条例の制定スケジュールについてですが、平成28年12月に議員提案により制定された静岡市市民による自転車の安全利用の確保に関する条例は、歩行者を含む安心・安全な生活環境の実現を目的として、基本理念を定めております。

一方、議員御質問の自転車利用計画の推進にかかわる条例は、自転車の利用により健康で暮らしやすいまちの実現を目的として、必要な施策の実施に関する事項を定める予定でございます。

条例制定スケジュールですが、国がおおむね1年後をめどに策定予定の自転車活用推進計画を勘案し、本市の自転車利用計画の見直しに合わせて検討してまいります。

次に、シェアサイクル導入の課題についてですが、主な課題は2つあると考えております。

1つ目は、シェアサイクルを効率的、効果的に活用するためには、観光利用や通勤、通学、買い物など導入目的を明確にした上で、本市に最適な仕組みを構築すること。

2つ目は、議員から御指摘がありましたように、シェアサイクルの導入には、情報通信機能などを有した自転車の購入や自転車の貸し出し拠点整備などの初期経費、また、シェアサイクルを運営し、維持管理するための経費など多額の費用を必要とすることが課題でございます。

このため、現行の観光レンタサイクル事業を拡充させる手法を含め、本市の実情に合ったシェアサイクルの導入について引き続き調査・研究に努めてまいります。

○建設局長(伊東正高君) 私のほうからは、安全な走行空間の2点の御質問について、お答えします。

まず、自転車走行空間の整備における課題と解決手法についてですが、課題としては、市街地の限られた道路空間の中、特に自動車や歩行者の通行量が多い幹線道路の交差点などで安全な走行空間の連続性を確保することが難しいことや、本来、車両と同じ左側を通行しなくてはならない自転車利用者が、目的地が右側にあるために自転車レーンを逆走するなど、危険な運転が見受けられることなどが挙げられます。

これらの課題解決策として、交通管理者である静岡県警察と今後も継続的に協議を続け、交差点内での安全な自転車走行空間の確保をするとともに、庁内連携を図りながら、交通安全運動に合わせた街頭指導や高校生の啓発活動などを通して、ルール・マナーの啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に、安倍川橋から弥勒交差点の整備の予定時期ですが、現在、安倍川橋を渡る自転車は、安倍川橋の下流側の自転車・歩行者専用の橋を通行しており、議員御指摘のとおり、丸子方面からの自転車は本通りに出たところで一時的に車道の右側を逆走する状況であることから、この課題解決のため、平成28年度から静岡県警察と協議を重ね、双方向に通行な自転車走行空間の整備を平成30年度に予定しております。

次に、江川町交差点から水落交差点までの整備の予定時期ですが、当該区間は中心市街地で歩行者が多く、歩道内での自転車通行に適していないことから、車道に走行空間を設ける計画で、平成30年度以降に実施する舗装工事に合わせて整備を予定しております。

○保健福祉長寿局長(平松以津子君) 私からは、受動喫煙防止対策に関する2点の御質問にお答えします。

まず、医師会との連携及び条例制定についてですが、健康長寿のまちの推進に当たっては、医師会との連携が非常に重要であることから、これまでもさまざまな取り組みを進めてまいりましたが、受動喫煙防止対策についても平成29年度から、新たに静岡、清水両医師会と連携した禁煙啓発指導事業をスタートいたしました。

これは、両医師会との連携により作成した「子どものためにも禁煙を!!」という啓発チラシを市内の全小児科医院43医院に配布いたしまして、医師がそのチラシを活用して子供の受診の機会を捉えて、付き添いの親への禁煙指導を実施するものです。今後もこうした両医師会と連携した取り組みを進めてまいります。

次に、受動喫煙防止条例についてですが、現在、国において建物内禁煙の義務化を含む受動喫煙防止対策の強化について議論されているところですので、その動向を注視し、地域の状況を踏まえ、条例制定の必要性を含め研究してまいりたいと考えております。

次に、飲食店の実態把握についてですが、市内の飲食店の数については、現在、食品営業許可件数が

約 7,800 件に上っておりますので、おおむね同数の店舗があるものと考えられます。

また、飲食店の禁煙・分煙など状況の把握については、まさに今、この飲食店が国の法改正に向けた議論の争点となっているところでありまして、法の規制範囲も定まっておられませんので、今後、国における議論の行方に注視しつつ、静岡市健康爛漫計画の施策の拡充を検討する中で、必要に応じ実態を把握してまいりたいと考えております。

○財政局長(平沢克俊君) 静岡庁舎及び清水庁舎に設置している喫煙場所についてですが、静岡庁舎では平成 10 年度から、また清水庁舎では 12 年度から各フロアに分煙機を設置し、庁舎内の分煙化を図るとともに、その後もさらなる受動喫煙の防止を進めるため、喫煙場所の整理、削減をしてまいりました。

その結果、平成 29 年 4 月現在の喫煙場所の設置数は、静岡庁舎新館の建物内に 1 カ所及び建物外に 1 カ所、議会棟となる静岡庁舎本館の建物内に 2 カ所、また清水庁舎の建物内に 2 カ所となっております。

次に、禁煙措置に向けた課題についてですが、静岡庁舎及び清水庁舎に設置している喫煙場所は、職員のみならず庁舎を訪れる市民の皆さんにも利用されております。

このため、先般の厚生労働省の案のとおり、庁舎建物内を禁煙にする場合は、建物外への喫煙場所の設置など喫煙者の方に対する配慮が課題になるものと考えられます。

○上下水道局長(遠藤正方君) 上下水道局庁舎に設置している喫煙場所についてですが、建物内に 1 カ所及び建物外に 1 カ所となっております。

禁煙措置を進めるに当たりましては、ただいまの財政局長の答弁と同様、喫煙者に対する配慮が課題になるものと考えております。

○市民局長(豊後知里君) 駿府城公園を含めた禁止地区の拡大に向けた今後の対策についてですが、路上喫煙被害等防止条例は、路上での喫煙による被害を防ぐことで誰もが快適に過ごすことができる公共空間の確保を図り、健康的で安心・安全な生活環境を保つことを目的とし、喫煙者には周囲に人がいる場合、全市域で路上喫煙を控える配慮を求めています。

また、禁止地区については、喫煙の自由を制限する地区であることから、必要かつ、市民の皆さんから理解が得られ、合理的なものとしております。

そこで、お尋ねの駿府城公園等は、イベントなどにより一時的に多くの市民が集まるため、この条例の目的を踏まえ、あらかじめイベント主催者に分煙のための喫煙所や喫煙所の案内看板の設置をお願いすることで、喫煙による被害が生じないよう対策を講じております。

なお、本年度は条例施行から 10 年が経過したことから、これまでの取り組みを踏まえ、路上喫煙に関する市民意識調査を実施したところですが、この調査結果をもとに、禁止地区のあり方等について検討し、引き続き路上喫煙対策を推進してまいります。